

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第七十三号）（経営革新課）

一 改正の要旨

中小企業等経営強化法の一部が改正されたことなどに伴い、貸付対象事業から異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年十二月七日